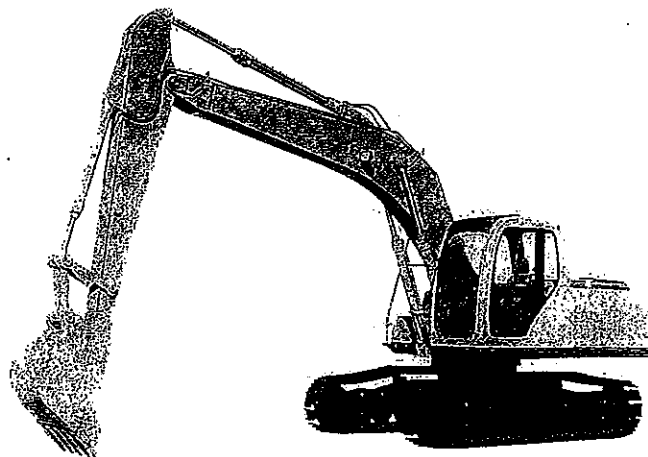
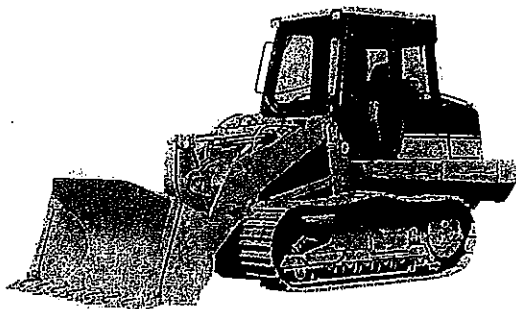


# 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第36号）  
建設業労働災害防止協会 青森県支部  
（略称：建災防）

労働安全衛生法第61条（就業制限）の規定により、機体重量3 t以上の建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。



## 1. 対象機種

### (1) 整地・運搬・積込み用機械

- ① ブル・ドーザー      ② モーター・グレーダー      ③ トラクター・ショベル
- ④ ずり積機            ⑤ スクレーパー                ⑥ スクレープ・ドーザー

### (2) 掘削用機械

- ① パワー・ショベル    ② ドラグ・ショベル            ③ ドラグライン
- ④ クラムシェル        ⑤ バケット掘削機              ⑥ トレンチャー

## 2. 講習科目及び時間

### (1) 学科講習

- ① 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（4時間）
- ② 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（5時間）
- ③ 運転に必要な一般的事項に関する知識（3時間）
- ④ 関係法令（1時間）

### (2) 実技講習

- ① 走行の操作（20時間）
- ② 作業のための装置の操作（5時間）

## 3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系若しくは、ショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で第4種から第6種までの種別に合格した者。
- (2) 大型特殊自動車免許を有する者。
- (3) 大型自動車又は中型自動車、若しくは普通自動車免許を有し、かつ、機体重量が3t以上若しくは3t未満の(令別表第七 第1号・整地・運搬・積込み用機械、第2号・掘削用機械、第6号・解体用機械)に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務、又は、最大積載量が1t以上若しくは1t未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者。
- (4) 不整地運搬車運転技能講習を修了(修了証取得)した者。
- (5) 機体重量が3t以上若しくは3t未満の(令別表第七 第1号・整地・運搬・積込み用機械、第2号・掘削用機械、第6号・解体用機械)に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務、又は最大積載量が1t以上若しくは1t未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者。

#### 4. 受講料

区分	一部免除		
受講希望	左記3の(1)に該当する者	左記3の(2)~(4)に該当する者	左記3の(5)に該当する者
受講時間	学科② 5時間 実技② 5時間	学科②③④ 9時間 実技② 5時間	学科①②③④13時間 実技② 5時間
受講料	(税込) 37,000円	(税込) 40,000円	(税込) 40,000円
テキスト代	会員 1,280円 非会員 1,600円	会員 1,280円 非会員 1,600円	会員 1,280円 非会員 1,600円
修了証送付料	380円	380円	380円
計	会員 38,660円 非会員 38,980円	会員 41,660円 非会員 41,980円	会員 41,660円 非会員 41,980円

#### 5. 修了試験

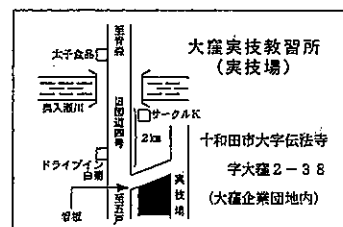
- 【学科】 講習2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。  
 【実技】 基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工等

#### 6. 修了証

所定の科目を受講し、学科・実技双方の修了試験合格者には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」を交付します。

#### 7. 講習日時及び場所

- 【学科】 日時：平成24年1月23~24日 午前9時～  
 場所：建設会館3F 十和田市西十三番町三丁目4-10  
 【実技】 日時：平成24年1月25日 午前9時～  
 場所：建災防青森県支部 実技教習所  
 十和田市大字伝法寺字大窪2-38  
 (大窪企業団地内)  
 TEL 0176-28-3130



#### 8. 受講申込み方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内撮影）
- (3) 受講料（持参又は現金書留により納付する。）

#### 9. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は40名以内とし、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。（講習開始の7日前までに申込して下さい。なお、各分会によっては、受付方法等が異なりますので開催地の各分会にご確認下さい。）

また、受講定員に満たない場合は、受講を延期等することもありますのでご了承下さい。

## 10. そ の 他

- (1) 電話による申込み予約等はしておりませんのでご了承下さい。(受講申込書は、随時受付しております)
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 受講当日の取消し又は欠席した場合は、受講料はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、支部若しくは各地区の分会にて取り扱っております。
- (5) 講習日時及び場所は、お間違いのない様にご注意下さい。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。(遅刻、講義中での退席は認めませんのでご注意ください)
- (7) 実技講習においては、安全帽、作業服、安全靴(長靴可)を各自準備すること。  
(安全帽については、現地に備えてあります)
- (8) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もありますのでご了承下さい。

## 11. お問い合わせ先

- |                              |                                       |                                    |
|------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部           | 〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F      | ☎ 017-773-6200<br>FAX 017-773-6201 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 東青分会      | 〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館2F      | ☎ 017-722-5127<br>FAX 017-775-2147 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 西地方分会     | 〒038-2761 西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸町字鳴戸384-35 西建設会館内 | ☎ 0173-72-3037<br>FAX 0173-72-5080 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中弘分会      | 〒036-8207 弘前市上白銀町1-9 弘前建設業協会内         | ☎ 0172-34-2757<br>FAX 0172-36-6210 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 南黒分会      | 〒036-0331 黒石市八甲69-17 黒石建設会館内          | ☎ 0172-52-3417<br>FAX 0172-53-1268 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 北五分会      | 〒037-0035 五所川原市湊字千鳥97 北五建設会館内         | ☎ 0173-35-2438<br>FAX 0173-34-5339 |
| 申込先→ ●建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会 | 〒034-0081 十和田市西十三番町4-10 建設会館2F        | ☎ 0176-23-6141<br>FAX 0176-20-1174 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 下北分会      | 〒035-0073 むつ市中央二丁目3-45 下北建設センター内      | ☎ 0175-24-1016<br>FAX 0175-24-1688 |
| ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 三八分会      | 〒031-0073 八戸市売市字観音下28-5 八戸建設会館内       | ☎ 0178-22-0755<br>FAX 0178-22-0160 |